

平成 31 年第 3 回  
久御山町教育委員会定例会  
議事録

## 平成 31 年第 3 回久御山町教育委員会定例会議事録

1. 招集年月日 平成 31 年 3 月 13 日
2. 招集の場所 久御山町役場庁舎 2 階会議室 23
3. 開 会 平成 31 年 3 月 13 日午前 9 時 30 分開会 宣告
4. 出席委員 山 本 悦 三  
寺 井 恵太郎  
小 寺 道 夫  
豊 田 美 幸  
阿 部 拓 児
5. 欠席委員 なし
6. 職務のため出席した者の職氏名  
教育次長 藤 原 幹 郎  
学校教育課長 内 座 多 恵  
社会教育課長 西 野 石 一  
社会教育課長補佐 福 原 泉  
学校教育課学校教育係長 野 田 貴 志  
書 記 下 川 愛
7. 付議案件  
議案第 6 号 平成 31 年度学校教育・社会教育の重点について  
議案第 7 号 久御山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則一部改正について
8. 会議の経過  
午前 9 時 30 分 開会

○山本教育長 平成 31 年第 3 回久御山町教育委員会定例会を開会します。本日の議事録署名人は、阿部委員です。平成 31 年第 2 回久御山町教育委員会定例会の議事録につきましては、先日配付した通りでございます。よろしければ、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 それでは、平成 31 年第 2 回久御山町教育委員会定例会の議事録につきましては、承認されました。続きまして、報告に移ります。先日、総合教育会議において、町長と協議をしていただきました、久御山町教育大綱の改訂版が完成しましたので、本日お配りさせていただいております。平成 31 年度から 33 年度の 3 年間は、こちらの教育大綱を基本方針として、教育を進めて参ります。以上、報告を終わります。それでは、議事に移ります。議案第 6 号、平成 31 年度学校教育・社会教育の重点についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○野田学校教育係長 それでは、平成 31 年度の学校教育の重点につきまして説明いたします。1～3 ページ目に関しましては、昨年度と同様の形とさせていただいて

おります。4ページ目をご覧ください。『重点目標1、質の高い学力をはぐくむ』の『基礎基本の定着』、『ア すべての教科・保育における言語力』とあるところを、『すべての保育・教育活動において』に、文言を修正させていただいております。(3)、ウの2つ目では、詳しい文言整理をしました。『小学校における「わくわくジュニアスタディ」を中心とした補充学習、中学校における「中1振り返り学習」、「中2集中学習」、付け加えて、「水曜塾プラス」などを活用した「学び直しの場」を設定することによる基礎・基本の徹底』ということで、中学校での学び直しの場や学力向上に向け、学習改善を図ることを明記しております。続きまして、5ページ目をご覧ください。『豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進』の重点目標2、『(2) 道徳教育の推進』では、アの文言を修正しております。今年度は小学校、来年度は中学校において、道徳の教科化が図られます。より小学校での教科化を踏まえた実践を推進していくこと、中学校も追随していくというところで、『道徳教育の推進体制の充実、全体計画の作成や、「特別の教科 道徳」の年間指導計画、指導方法の工夫改善』としております。さらに、イにおきまして、昨今、主体的対話的で深い学びを目指しているところで、『問題解決的な学習、体験学習を取り入れた多様な指導による心の教育の充実』という文言を追加しております。6ページをご覧ください。重点目標4の『3 自尊感情を育む人権教育の充実』の(1)、『イ 基本的人権の尊重に関する指導の徹底』では、多様化する社会の中で、現在の課題といたしまして、人権意識の低さが見受けられます。子どもだけではなく、大人である教員についても同じであると感じておりまして、3つ内容を追加しています。『「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現』、『インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実』、『教職員等の認識深化及び実践力・指導力の向上を図る人権研修の充実』です。重点目標5、『(1) 情報教育の推進』では、『ウ プログラミング的思考を培うカリキュラムの充実』を追加しています。小学校においては、思考を育てるということで、来年度、カリキュラムを作成することから始めていき、小中連携を充実させていきたいと考えております。7ページ目をご覧ください。重点目標6の2、『(2) いじめや不登校の早期発見と早期対応』では、イにおいて、早期発見・早期解決の前に『不登校等への』という文言を追加しています。重点目標7、『2 校種間連携の推進』では、(1) ウの文言を修正しています。『アプローチカリキュラムとスタートカリキュラム』とあるところを、『園と小をつなぐ接続カリキュラム』に文言を修正しています。8ページ目、(1) では、エとオを追加しております。虐待についての意識を高めるため、『エ 児童虐待の早期発見・早期対応のための校内相談体制の整備、関係機関との連携強化及び防止のための啓発の推進』と明記しています。これまでも、さまざまな事件において、低年齢化しております。『オ 薬物乱用防止やネットトラブル等に関する学習資料を活用した保護者等の研修の実施及び保護者同士のネットワークづくり推進のための支援』を追加させていただいております。以上です。

○山本教育長 説明が終わりました。学校教育の重点につきまして、質疑等はございませんか。

○寺井委員 児童虐待の早期発見については、最も重要なことであり、学校教育の重点に入れるべきだと提案しようと思っていたところです。千葉で起きた虐待事件など、近年、虐待のニュースをよく耳にしており、教育委員としても、議論していくべきことだと思います。

○山本教育長 虐待の早期発見については、今年度挿入させていただいたところがあります。校内体制の整備と書かれていますが、どのような体制を考えていますか。

○野田学校教育係長 学校におきましては、いじめ対策委員として組織の校内体制を整えています。その中で、関係機関との連携をとることが大切であり、コーディネーターや児童相談所などとの外部機関との連携が取れる組織を位置づけております。

○山本教育長 校内体制の中で、虐待についての担当教諭を設けるのですか。

○野田学校教育係長 虐待が見受けられる場合は、管理職を中心とした校内委員会の元で外部連携を図っていきます。

○山本教育長 情報は必ず組織の中で共有しなければなりません。相談の窓口があり、きちんと情報が組織内で共有できる体制作り、また、こども園でも通じる相談体制の整備をしてください。

○寺井委員 久御山町で虐待案件はありますか。

○内座学校教育課長 虐待の案件は、要保護児童対策協議会の中であがっています。要保護児童対策協議会を、必ず市町に設置しなければならないという法的な整備がされています。事務局が子育て支援課にあり、年に3回、関係機関で情報を共有し合うという会議を開いています。

○寺井委員 虐待の情報を教育委員会で共有することはできますか。

○山本教育長 いじめの関係と併せて報告させていただきます。

○豊田委員 ネットトラブル等に関することと、自尊感情をはぐくむ人権教育の充実の項目は相反することがあると感じます。ネットトラブルになりやすい子は、概して自尊心が低い傾向にあると思うので、自尊感情を育むという人権教育の中で、『みんなで助け合っていくために様々なルールがある』ということを、きちんと押さえていかないと、かえってトラブルが増えてしまうのではないかと思います。インターネットの普及に伴って、便利さといっしょに様々な問題もついてきます。人権尊重とネットトラブルを教えることの兼ね合いを、推し進めていく側が理解していないといけませんし、重要な項目なので、この内容を入れてもらうことは良いことですが、認識を共有してできたらと思います。

○山本教育長 文言についてはこれで構いませんか。

○豊田委員 文言はこれで良いと思います。

○小寺委員 プログラミング教育はこれからスタートするのですか。

○野田学校教育係長 平成32年度から、プログラミング教育をしていきます。本質的にプログラミング教育は何かということで、来年度カリキュラムの充実をさせ、理解してから実施していこうと考えています。

○山本教育長 学力向上対策について、塾のノウハウを活用した事業を今年から実施するので、重点項目の1つに入れてください。

○野田学校教育係長 はい。

○豊田委員 『学び直しの場』という文言はとても良いですね。

○山本教育長 文言を修正させていただく中で、学校教育の重点について、ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 それでは、学校教育の重点については、可決させていただきます。続きまして、社会教育の重点について、説明を求めます。

○福原社会教育課長補佐 平成 31 年度社会教育の重点（案）の説明をさせていただきます。本案の作成に当たりましては、京都府が作成する『平成 31 年度 社会教育を推進するために』を基本としまして、本町の『第 2 次生涯学習推進計画』と整合性を図ったところであります。まず、京都府の『平成 31 年度 社会教育を推進するために』の概要を説明しますと、京都府全体の社会教育の方向性を取り纏めるものでございまして、社会教育を『生涯学習の振興』、『家庭の教育力の向上』、『地域社会の教育力の向上』、『人権教育の推進』、『子どもへの支援の充実』の 5 つの分野に分けまして、それぞれの具体的な目標や対応についてを示しています。こちらにつきましては、毎年度見直しを行っております。平成 30 年度については、平成 29 年 4 月 1 日施行の『社会教育法の一部を改正する法律』に伴いまして、『地域学校協働活動』という文言が明記され、それに伴う修正等を行っております。平成 31 年度につきましては、子どもは地域の未来を担う存在として位置づけ、団体の実施する具体的な支援体制などをイメージ図として取り込んでいます。法律の改正により、明記された『地域学校協働活動』についてですが、地域と学校とがパートナーとして連携して社会総掛かりで教育を実現するための活動とされていまして、教育委員会における実施体制の整備、地域学校協働活動推進員の委嘱によって学校運営の改善を目指しているところであります。その地域につきましては、地域の高齢者、PTA 関係者、退職した教職員、教員を志望する学生や社会教育団体、企業、NPO の関係者など、学校に関心を有する全ての者を含みまして、学校区には限定せずに、広く範囲を指定されております。『協働』の言葉の意味ですが、地域住民からの学校への一方的な支援ではなく、子どもの成長を支えるという同じ目的のために、パートナーとして互いに協力して共通の課題に取り組む意味合いを持っています。久御山町として取り組んでいるあいさつ運動、登下校の見守り、地域行事への取組、放課後、土曜日の学習支援、体験活動、様々な活動を含みまして、社会教育課で言いますと、現在 3 自治会で実施しているまなび塾が全自治会で実施されるというイメージを持っていただけたらと思います。京都府としましても、31 年、32 年の 2 年間で全校区全ての子どもたちに放課後まなびの場が提供されるよう目標を掲げているところであり、所管となる社会教育課としましても、自治会長会でまなび塾への取組依頼を続けているところですが、平成 28 年以降数が増えない中で、法律の改正により、全地域での取組が推進されるということは、実現に向けて大きな課題であると共に、多数の団体を取り纏めてひとつの固まりとして活動をしていくという地域学校協働活動推進員の委嘱についても、人材が見つからない状況で、課題解決のため一歩でも前進したいと考えているところであります。本

町の具体的な計画についてご説明させていただきますが、重点自体を大きく4つの柱で定めていまして、関連づけた6つの重点目標と、その目標を達成するための具体的な取組で構成しております。昨年度からの変更点というところですが、大筋の変更はございません。法改正に伴う、本町の『第2次生涯学習推進計画』に影響を受ける部分はないと判断しているところで、『地域学校協働活動』という文言の明記については、法律の取り決めでもありますので、本来であれば計画に記載するべきであるかと思いますが、地域社会の教育力の向上の重点5のところに、『地域全体で子どもを健やかに育む取組』と記述しておりますので、読み替えられるとして、修正はあえて行いませんでした。若干の表現を変更しているところがありますので、抜粋してご説明します。まず生涯学習の推進では、重点目標の1、『ア 地域において少子化問題、子どもの貧困問題、環境問題などの現代的課題に関する学習の充実』の『充実』という表現を京都府が今回、『実施』という表現に修正しておりましたので、本町でも修正を行い、取組の順番の入れ替えを行いました。運動習慣の少ない子どもに対する支援としまして、『子どものスポーツ機会の提供』というところは、すでに『ライフステージやライフスタイルに応じた運動スポーツ実践を学ぶ機会の充実』とありましたのでここに含めることとしまして、取組事例としましては削除いたしました。『家庭の教育力の向上』では、3の文中にあります、『第2次子どもの読書活動推進計画』を今年度、『第3次子どもの読書活動推進計画』を作成しましたことにより、修正を行いました。また、『あいさつ運動』として、一緒に取り組んでいる『久御山学園』という表現を追記しました。続きまして、『地域社会の教育力の向上』ですが、『③子どもの発達段階を踏まえた体験活動』は、まなび塾に繋がっていることから、2つを合体し、番号の繰り上げを行いました。最後、『人権教育の推進』については、ビデオライブラリーという表現をしておりましたが、今はもうビデオというものの活用がないので、視聴覚ライブラリー等という文言に修正を行ったところでした。以上です。

○山本教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

○小寺委員 生涯学習のところでは実施という言葉に変わっていますが、具体的にどういったことを実施する予定ですか。

○福原社会教育課長補佐 家庭の教育力の向上というところで、親子で何かを作る取組を含みまして、子育て支援学級という事業を、春休み、夏休み、冬休みで実施したり、PTAの研修を重ねながら家庭の教育力についての研修や、人権については、総務課が実施している人権学習、研修についても、社会教育課として提案しながら実施していくことを考えています。

○寺井委員 久御山町は地域によって保護者の力が出にくい地域があると感じています。PTAの役員をしていたことがありますが、教育委員会というところは敷居が高くて、そこに話を持って行くことが難しいと感じるので、教育委員会を身近に感じられるような事業、サポートがあればいいなと思います。また、PTAの中でも意見を言えるような保護者はわずかですので、そこを引き出すことができれば、より生の保護者の意見を聞けるようになると思います。

○山本教育長 今の意見を十分に参酌していただいて、そのような形になるように

努めて頂きたいと思います。

○豊田委員 学校運営協議会の校区によって特色があるかと思いますが、どのような方が中心になって、どのような協議をされているのか聞かせてもらうことはできますか。まなび塾を中心になってしておられる方が名前を連ねておられることもあるようですし、どう思っておられるのか、聞かせてもらえると私たちにとっても勉強になると思います。重点項目の2番、生涯学習の指導者の養成についてですが、率先してされる方を育てていくというところで、新たにまなび塾を増やしていく働きかけはしていただいておりますが、例えば、まなび塾の運営委員は田井と佐山では十分違います。田井は自治会の役員が中心になっていただいておりますが、役員になっている間は、土日がお仕事の方も休みをとって、役員をしている間はがんばろうとしてくれます。でも、そういうやり方は続かないと思います。そうすると、定年退職し、お仕事をしていなくて、体力があって、顔が広いという、限られた人間しか中心になることができません。各地域でどうしたらまなび塾が立ち上がり、継続して運営されていくか、地域によって違うと思いますので、事細かに相談にのったり、軌道に乗るまでは手助けをするなど、そういうことをしていかないと難しいと思います。田井であっても、あと10年後はどうなるか、何かを犠牲にして続けていくやり方では続きにくいのではないのでしょうか。

○山本教育長 学校運営協議会の趣旨について、学校教育課長から説明をお願いします。

○内座学校教育課長 学校運営協議会は、3小学校1中学校に設置しておりますが、学校の経営計画、経営方針を、地域の代表の方にご説明をさせていただき、応援をしていただくという内容で、15人までの人数で構成し、地域の方々に参画していただき、支援をしていただいております。3小学校1中学校、それぞれ特色があり、全く同じ活動をしているというわけではありません。まず、経営計画や経営方針のご説明はさせていただきますが、佐山小学校区でしたら安全部会を作られて、登下校のための活動をされていたり、保護者アンケートを実施したりしています。東角小学校区でしたら、芝生を活用したイベントなどをしていただいております。それぞれの学校運営協議会に特色を持たせて、先生への支援、子どもたちへの支援をどういったことができるのか考えていただき、支援していただいております。

○西野社会教育課長 指導者育成についてですが、課題であると捉えています。指導者が高齢化しており、新たな人材も発掘できないので、子どもたちを育む中で、自分の仕事や家庭などがあり、みんなのためにやろうとする意識が薄くなっているのを感じております。まなび塾も3つともやり方が違い、佐山は退職した方を中心にされていますが、田井は自治会や荒見自治会を巻き込んだ運営でしていただいております。市田についても、自治会長を中心にされており、後任の方がいないので、課題となっています。

○山本教育長 他に質疑がございませんので、議案第6号につきまして、異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 異議なしと認めます。議案第6号、平成31年度学校教育・社会教育の重点については可決されました。引き続きまして、議案第7号、久御山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則一部改正についてを議題といたします。

○内座学校教育課長 議案第7号です。久御山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則では、学校の休業日等を定めております。今回の提案理由としましては、現在の授業日数の中では、教育課程が過密している状況であり、小・中学校における授業日数を確保するため、本規則を改正をするものであります。第3条の休業日の設定の中で、(5) 冬季休業日で、現在12月24日から1月6日の間を冬季休業日、いわゆる冬休みに設定をしておりました。12月23日が天皇の誕生日ですので、12月22日が終業式になっていました。今回、12月25日から1月6日に変更したいということで、議案を提出させていただいております。これによりまして、12月24日までが学校登校日ということで、24日を終業式といたします。天皇が代わられるということで、12月23日の天皇の誕生日の祝日が廃止され、2月に新しい祝日が設定されると聞いております。これにより、12月23、24日を登校日にさせていただき、2学期が2日増えます。そして、3学期に祝日が増えるので、1日減り、授業日数としては、1日確保していくというのが内容です。以上です。

○山本教育長 説明が終わりました。質疑はございますか。質疑等がございませんので、議案第7号につきまして、ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 異議なしと認めます。議案第7号、久御山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則一部改正については可決されました。本日の付議案件は以上となります。これをもちまして、平成31年、第3回久御山町教育委員会定例会を閉会します。

午前10時45分 終了

○報告事項

- (1) 3月議会一般質問（平成31年久御山町議会第1回定例会）について
- (2) 町民プールサイドテント改築等工事の入札結果について

- (1) 3月議会一般質問（平成31年久御山町議会第1回定例会）について

○内座学校教育課長

・3月8日、11日の3月議会において、代表質問は5会派、一般質問は6名が登壇。うち教育委員会関連については、代表質問は1会派、一般質問は2名が登壇し、中学生の学力アップ事業、こども園の職員体制、土曜保育の給食実態についての質問に対して答弁を行った。

- (2) 町民プールサイドテント改築等工事の入札結果について

○西野社会教育課長

・平成30年9月の台風21号の被害に遭った町民プールの日除けテント及びネットフェンスの改築等について、平成31年3月7日に指名競争入札を執行し、落札業者は(株)マウンテンとなった。